

緊急事態宣言発令に伴う事務局の対応について

当センターでは、政府の緊急事態宣言の発令に伴い、お客様や会員のみなさまの安全を確保する目的で、1月12日から2月7日までの間交替で職員の休業及び在宅勤務を実施します。

会員のみなさまの就業につきましては、担当職員から連絡のない限りは通常就業となります。個別就業先の案件につきましては担当職員にご相談ください。

最小限の人数での運営となりご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、事務局は通常どおり営業いたします。**営業時間：平日、8時30分から17時まで**

緊急事態宣言に伴う令和3年1月2月入会説明会中止のお知らせ

この度、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う緊急事態宣言を受けて、令和3年1月15日(金)及び2月15日(月)に開催予定の入会説明会を中止させていただきます。

入会ご希望の方には資料をお送りし、入会の手続きをさせていただきますので、まずは、電話にて申し込みをお願い致します。

ご返送いただきました申込書をもとに電話による聞き取りをさせていただき、宣言の解除後、面接の設定をさせていただきます。

皆様には大変なご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

■ 開催名 入会説明会

■ 対象日 ① 令和3年1月15日(金) ② 令和3年2月15日(月)

■ お問い合わせ先 (社)綾瀬市シルバー人材センター TEL:0467-70-3088

緊急事態宣言発出に伴う対応について

公益社団法人綾瀬市シルバー人材センターは、これまでも新型コロナウイルスの感染拡大抑止策としてイベント自粛等を実施しておりますが、緊急事態宣言を受けて以下の対応策を実施してまいります。

1. 感染拡大防止のため、当分の間お受けできない仕事

- ① 家事支援、表具等、家庭を訪問する仕事（相互の安全を確保するため）
（表具の張替え、掃除、電球交換、ごみ捨て、大工仕事、理美容、片付け等）
- ② 資源ごみ立当番（不特定多数の人に接するため）
- ③ お直し工房（洋服お直し）

2. 2月8日以降条件つきで、お受けする仕事

(条件) 緊急事態宣言及び会員の状況により、日程の確約はできません。

- ① 除草作業
- ② 植木剪定
- ③ 企業の新規受注

3. その他の対応事項

- ・多くの人が集まる事業（委員会活動、お直し工房等）の中止。
- ・会議室の貸し出し中止。
- ・事務所の感染予防対策の徹底。
- ・職員への感染予防の徹底。
- ・職員は公私ともに、多くの人が集まる会合への参加を原則禁止。
- ・職員の出張や会議等を原則禁止。

関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

緊急事態宣言の延長により変更される場合があります